

各商店街の皆様へ

3密回避のための

商店街テラス営業等事業

～道路の一部などを使った営業ができます！～

弘前市中心市街地活性化協議会では「新型コロナウイルス感染症の対策」と「公共的空間（道路）の活用」の両面から、道路（歩道）の一部を活用したテラス営業やテイクアウトなどのための仮設施設の設置ができるよう関係機関と調整しています。

つきましては、各店舗のみなさまにおかれましては、下記ルールを順守のうえ、本制度の積極的な活用をご検討ください。

※イメージ



詳細

| | |
|----|--|
| 対象 | 別紙路線に面する店舗及びその近隣の店舗等 ※詳細は、別途「実施要領及びQ&A」をご参照ください。 |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none">○歩道パターン 店舗前の歩道(歩行空間を2m確保した上で、店舗側1m以内)での<u>テラス営業・テイクアウト販売・屋外販売</u>○民地パターン 弘前駅前・上土手町地区計画によるセットバックされた民地(公開空地)での<u>テラス営業・テイクアウト販売・屋外販売</u>○イステーブルのレンタル 上記のテラス営業等を実施するにあたり、イステーブルが足りない場合はレンタル(無償)することができます。 ※外で調理をするなどの露店営業等はできません。 ※実施要領で定める基準を遵守してください。 ※歩道パターンについては、道路占用及び道路使用の許可について弘前市中心市街地活性化協議会がとりまとめの上関係機関に協議し、これら許可を受けたのちに申込者に通知して実施するものです。 ※レンタルできるイステーブルには数に限りがありますので、あらかじめご了承ください。 |
| 届出 | <p>以下のいずれかによりお申込みください。</p> <p>①「商店街テラス営業等事業テラス営業等(変更)届」を紙面により ②下記QRコードから「申込フォーム」で必要事項を記入の上送信により</p> <p>申込〆切：6月18日（金）17時まで</p> <p>※届出がない場合は本制度を活用することはできません。</p> |
| 期間 | 道路占用許可日～令和3年9月30日(8時～22時) ※道路占用許可日：7月中旬を予定、別途直接お知らせします。 |
| 条件 | <ul style="list-style-type: none">・設置するものは仮設施設(イスやテーブル等)であること・周辺の美化、清掃を行うこと・歩行者が通行可能な歩道部分を2m以上確保すること・騒音等の迷惑行為に留意すること・いかなる事故やトラブルも自己責任とすること <p>※詳細は、別途「実施要領及びQ&A」をご参照ください。</p> |

【問い合わせ・届出提出先】

弘前市中心市街地活性化協議会事務局(弘前商工会議所内)

〒036-8354 弘前市大字上鞘師町18-1

☎:0172-33-4111

FAX:0172-35-1877



申込フォーム

実施区域図

